

屋外で岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業を行う事業者・作業員の方へ

## 平成26年7月31日から、**屋外**での 岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業も 呼吸用保護具の使用対象になります

「粉じん障害防止規則」の改正により、手持式または可搬式動力工具※<sup>1</sup>を使用した岩石※<sup>2</sup>・鉱物※<sup>3</sup>の研磨・ばり取り作業を行う事業者は、平成26年7月31日からは、屋内※<sup>4</sup>・屋外を問わず、その作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具（防じんマスク）※<sup>5</sup>を使用させなければなりませんので、ご注意ください。

- ※1 研磨材を使うものに限る
- ※2 一種または数種の鉱物の集合体のうち、形状が岩状または塊状のもの
- ※3 地殻中に存在し、物理的・化学的にほぼ均一で一定の性質を持つ固体物質と、その人工物（鉱さい、活性白土、コンクリート、セメント、フライアッシュ、クリンカー、ガラス、人工研磨材、耐火物、重質炭酸カルシウム、化学石膏など）
- ※4 坑内またはタンク、船舶、管、車両などの内部を含む
- ※5 国家検定に合格したもの

### 手持式または可搬式動力工具による岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業

#### 【従来】

屋内で行う場合に限り、  
有効な呼吸用保護具  
（防じんマスク）が必要



#### 【平成26年7月31日以降】

作業場所（屋内・屋外）に  
かかわらず必要



詳細は、都道府県労働局または労働基準監督署にお尋ねください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署